

●新市道路占用料

占用物件	占用料	
	単位	金額
第一種電柱	1本1年	1,000
第二種電柱		1,600
第三種電柱		2,100
第一種電話柱		910
第二種電話柱		1,500
第三種電話柱		2,000
その他の柱類		70
共架電線	1m1年	9
地下電線		5
路上変圧器	1個1年	690
地下変圧器	占用面積1㎡1年	470
変圧塔等及び公衆電話所	1個1年	1,400
郵便差出箱		590
広告塔	表示面積1㎡1年	3,900
その他のもの	占用面積1㎡1年	1,400
水管等外径が0.1m未満	1m1年	47
水管等外径が0.15m未満		70
水管等外径が0.2m未満		93
水管等外径が0.4m未満		190
水管等外径が1.0m未満		470
水管等外径が1.0m以上		930
日よけ施設		1,400
地下街等1階	占用面積1㎡1年	A*0.003
地下街等2階		A*0.005
地下街等3階以上		A*0.006
上空通路		2,600
地下通路		1,300
その他通路		1,400
露天等施設一時的		占用面積1㎡1日
露天等施設その他	占用面積1㎡1月	390
一時的看板	表示面積1㎡1月	390
その他看板	表示面積1㎡1年	3,900
標識	1本1年	1,100
旗ざお一時的	1本1日	39
旗ざおその他	1本1月	390
幕一時的	その面積1㎡1日	39
幕その他	その面積1㎡1月	390
車道横断アーチ	1基1月	3,900
その他アーチ		1,900
工事用施設及び材料等	占用面積1㎡1月	390
仮設建築物等		140
トンネルの上・高架道の下の建築物1階	占用面積1㎡1年	A*0.006
同所建築物2階		A*0.009
同所建築物3階		A*0.011
同所建築物4階以上		A*0.013
同所その他のもの		A*0.006

※Aは、固定資産税評価額を表すものとする。
 ※表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

●報告第32号

地方税の取扱いについて

度を目途に地籍調査後の地積で課税する。

1 固定資産税

工 菊池市及び旭志村の地籍調査後の課税地積については、平成21年

2 入湯税

イ 入湯税の課税免除については、次のとおりとする。

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、高等学校、盲学校、

●報告第33号

保健衛生（健康対策）関係事業の取扱いについて

1 大腸がん検診の検診委託機関については養生園とする。

2 乳がん検診の超音波検査は、複合型として養生園で実施し、視触診・マンモグラフィ検査は、成人病予防協会でする。

ろう学校又は養護学校が教育活動の一環として実施する学校行事等に参加し入湯する者
 ④ 老人福祉センターに入湯する者
 ⑤ 市が設置する施設に入湯する者で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者
 ⑥ 自炊用の簡素な施設、その他これに類似する施設を利用する者で当該施設に入湯する者
 ⑦ 前6号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたる者